

宿 泊 約 款

第1条 適用範囲

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるとときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 宿泊契約締結の拒否

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令

の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。

- (4) 宿泊しようとする方が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- (5) 宿泊しようとする方が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
- (6) 宿泊しようとする方が暴力団員に該当する者が役員となっている法人、その他の団体であるとき。
- (7) 宿泊しようとする方が、当ホテルもしくは当ホテル従業員に対して暴力的な要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。
- (8) 宿泊しようとする方が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊をさせることができないとき。
- (10) 宿泊しようとする方が泥酔し、又は言動が著しく異常である等により、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、又は静岡県旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。
- (11) 宿泊しようとする方が著しく不潔な身体、又は服装をしているため、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (12) 宿泊しようとする方に支払能力がないと明らかに認められるとき。
- (13) 宿泊しようとする方が危険物、禁制品、その他お客様のご迷惑になる物の持ち込みまたは持ち込みをしようとするとき。
- (14) その他宿泊客が当ホテルの定める利用規則に従わないとき。

第6条 宿泊客の契約解除権

宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

1. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払を求めた場合であって、その支払より前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあつて、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
2. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 当ホテルの契約解除権

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 天災等不可抗力に起因する事由により、宿泊させることができないとき。
 - (4) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であるとき。
 - (5) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
 - (6) 暴力団員に該当する者が役員となっている法人、その他の団体であるとき。
 - (7) 宿泊客が当ホテルもしくは当ホテル従業員に対して、暴力的要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。
 - (8) 宿泊客が泥酔し、又は言動が著しく異常である等により、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、又は静岡県旅館業法施行条例の規定に該当したとき。
 - (9) 宿泊客が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (10) 宿泊客に支払能力がないと明らかに認められるとき。
 - (11) 宿泊客が危険物、禁制品、その他お客様のご迷惑になる物の持ち込みまたは持ち込みをしようとするとき。
 - (12) その他宿泊客が当ホテルが定める利用規則に従わないとき。
 - (13) 前各号の他、宿泊客がこの約款の定めに従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条 宿泊の登録

1. 宿泊客は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 日本国内に住所を有しない外国人にあつてはパスポートの呈示並びにコピー等をさせていただきます。
3. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等、通貨によらない方法で行おうとするときは、予め、前項の登録時にそれらを呈示し、当ホテルの承認を得ていただきます。

第9条 客室の使用時間

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用出来る時間は、午後3:00から翌朝10:00時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定

める時間外の客室の使用に应じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 正午までは、室料金の10%
- (2) 午後3時までは、室料金の2分の1
- (3) 午後3時以降は、室料金の全額

第10条 利用規則の遵守

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条 営業時間

当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。当前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。

第12条 料金の支払い

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条 当ホテルの責任

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害が当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではないときはこの限りではありません。
2. 当ホテルは、消防法令に適合しているホテルとして防火セイフティマークを表示しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第15条 宿泊客の所持品に関する当ホテルの責任

1. 当ホテルは宿泊客の所持品（当ホテルに預けられた場合を含みます）の滅失又は毀損等が、当ホテルの故意又は重過失による場合のみ責任を負うものとします。当ホテルが損害を賠償する場合、損害賠償額は紛失時の公正市場価格又は15万円のいずれか低い額といたします。
2. 金銭、譲渡可能証券、宝石、重要データ、重要書類等の貴重品はご予約いたしません。

第16条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了承したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

第17条 駐車責任

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条 宿泊客の責任

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第19条 免責事項

当ホテル内からのコンピューター通信のご利用に当たっては、お客様ご自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信や携帯電話通話及び通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合に老いても、当社は一切の責任を負いません。又、コンピューター通信及び携帯電話のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当社および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

第20条 支配する国語

本約款は日本語と英語で作成されていますが、日本文と英文の間に不一致な相違があるときは、すべて日本文によるものとします。

焼津グランドホテル利用規則

ホテルの公共性とお客様の安全確保の為、宿泊約款第11条にもとづき、下記の規則をお守りいただく事になっております。この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第12条により宿泊のご継続及び館内諸施設の利用をお断りすることもあります。

記

- (1) 客室を宿泊および飲食以外の目的にご使用なされないこと。
- (2) 館内に許可なくして飲食物をお持込み、又は外部から出前をおとりにならないこと。
- (3) 廊下および客室内でアイロンおよび暖房用、炊事用などの火器をご使用なされないこと。
- (4) 窓の施錠を操作して開放なされないこと。
- (5) ベットの中で喫煙をなされないこと。

- (6) 外来客を客室内にお招きになされないこと。
- (7) 館内および客室内の備品を所定の場所から移動なされないこと。
- (8) 館内および客室内の現状をホテルの許可なく変更するような加工をなされないこと。
- (9) 館内に次の如きものをお持込みにならないこと。
イ 愛玩の動物、鳥類等（但し、盲導犬は除く）
ロ 悪臭を発するもの
ハ 常識的な量をこえる物品
ニ 許可証のない銃砲、刀剣等
ホ 発火又は、引火しやすい火薬、揮発油類等
- (10) 館内および客室内で高声、放歌及び喧騒な行為その他で他人に嫌悪感を与えたり、迷惑をおよぼしたりしないこと。
- (11) 館内および客室内でとばくや公序良俗に反する行為をなされないこと。
- (12) 館内で許可なくして他のお客様に広告物の配布や物品の販売などをなされないこと。
- (13) 廊下やロビーなどに所持品を放置なされないこと。
- (14) 未成年者のみのご宿泊は、特に保護者の許可のない限りお断りいたします。
- (15) 現金、貴重品等は、フロントの金庫へお預け下さい。万一、室内における紛失、盗難等は、ホテルは責任を負いかねます。
- (16) 当ホテル内以外（館外）でのゆかたの着用は、ご遠慮下さい。
- (17) 刺青、タトゥーのある方は、大浴場での入浴はご遠慮下さい。

別表第1 宿泊料金等の算定方法（第2条第1項及び第12条第1項関係）

		内容
宿支泊者 が べき 総額	宿泊料金	① 基本宿泊料（室料+朝・夕食料） ② サービス料（①×10%）
	追加料金	③ 追加飲食（朝・夕食以外の飲食料）及びその他の利用料 ④ サービス料（③×10%）
	税金	イ. 消費税等
		ロ. 入湯税

備考

1. 子供料金は、小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは、大人料金70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供した場合は30%をいただきます。
2. 寝具及び食事を提供しない幼児については1名1,080円をいただきます。（夕食buffet利用の場合は1名2,160円）

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

取消日	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	20日前	30日前
予約人数													
1名~14名	100%	80%	30%	20%	20%	20%							
15名~30名	100%	80%	30%	20%	20%	20%	20%						
31名~100名	100%	80%	50%	20%	20%	20%	20%	20%	10%	10%			
101名~	100%	100%	80%	30%	30%	30%	30%	30%	15%	15%	10%	10%	10%

- (注) 1. %は、基本宿泊料及び会食に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わりなく1日分の（初日）の違約金を収受します。
 3. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込みを引き受けた日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合は切り上げる）にあたる人員については違約金をいただきません。

※年末年始(12/30~1/3)は、違約金が異なります。